

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	子ども・子育て支援法による教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のために職員に守秘義務を課し、また、ICカードによりシステムの操作者を限定すると共に追跡調査のためにシステムの使用記録を保存して確認する等の対策を講じている。
・事務で使用する特定個人情報ファイルの取扱いを外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関する事項を契約に含めている。また、契約を締結した業者において契約内容が遵守されていることを定期的に確認している。

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和4年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の認定を行い、保育所等の施設を利用する認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び施設型給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①教育・保育給付認定事務 ②利用調整及び利用決定事務 ③利用者負担額算定・徴収事務 ④利用者負担額収納・滞納管理 ⑤施設型給付費支給事務 ⑥年次、月次の帳票作成
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、個人住民税システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の第94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ・別表第2の第116の項(情報照会事務に関する根拠)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 保育幼稚園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 こども部 保育幼稚園課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-6757

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I. 5. ② 評価実施機関における担当部署	課長 花城 勉	課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和1年10月1日	I. 1. ② 事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の支給認定を行い、保育所等の施設を利用する支給認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び施設型給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①支給認定事務 ②利用調整及び利用決定事務 ③利用者負担額算定・徴収事務 ④利用者負担額収納・滞納管理 ⑤施設型給付費支給事務 ⑥年次、月次の帳票作成</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の認定を行い、保育所等の施設を利用する認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び施設型給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①教育・保育給付認定事務 ②利用調整及び利用決定事務 ③利用者負担額算定・徴収事務 ④利用者負担額収納・滞納管理 ⑤施設型給付費支給事務 ⑥年次、月次の帳票作成</p>	事後	子ども・子育て支援法の改正に伴う変更
令和2年1月15日	II. 1 いつ時点の計数か	平成27年3月20日	令和元年10月1日	事後	再実施に伴う変更
令和2年1月15日	II. 2 いつ時点の計数か	平成27年3月20日	令和元年10月1日	事後	再実施に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ・別表第2の第116の項(情報照会事務に関する根拠)	番号法第19条第8号 ・別表第2の第116の項(情報照会事務に関する根拠)	事後	法律の改正に伴う変更
令和4年12月23日	③システムの名称	子ども・子育て支援システム、収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、個人住民税システム	子ども・子育て支援システム、収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、個人住民税システム、サービス検索・電子申請機能	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更